

27	都市整備局	街並み景観づくり制度
事業概要	街並みまちづくりの専門家である「街並みデザイナー」を地域に派遣し、地元 の地権者と共に地域のルールである「街並み景観ガイドライン」を定めて景観づ くりを進めることで、地域の個性と多様な魅力を育てながら都市づくりを進めて いく。	
これまでの経過	平成13年10月 「東京の新しい都市づくりビジョン」の中で、街並みデザイナー 制度の創設が位置づけられる。 平成15年3月 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」公布。 平成16年3月 街並み景観重点地区を6地区指定。(赤坂九丁目地区、豊洲二・ 三丁目地区、豊洲五丁目地区、豊洲六丁目地区、常盤台一・二 丁目地区、柴又帝釈天周辺地区) 平成16年5月 街並み景観重点地区を1地区指定。(大手町・丸の内・有楽町地 区) 平成16年6月 街並みデザイナー派遣開始(常盤台一・二丁目地区、以後他2地 区に派遣) 平成17年3月 街並み景観重点地区を1地区指定。(汐留西地区) 平成18年2月 街並み景観重点地区を1地区指定。(大橋一丁目周辺地区) 平成18年3月 街並みデザイナー派遣開始(大橋一丁目周辺地区) 平成19年5月 街並み景観重点地区を1地区指定。(日本橋室町・日本橋本町 周辺地区)	
現在の進行状況	街並み景観ガイドラインを承認した地区 ・ 常盤台一・二丁目地区(平成19年11月20日) ・ 赤坂九丁目地区(平成19年11月20日) ・ 柴又帝釈天周辺地区(平成20年2月20日) ・ 汐留西地区(平成20年6月30日)	
今後の見通し	指定済み以外の地区についても、地元地権者や自治体と調整を図りながら、順 次街並み景観重点地区を指定していく予定である。	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	電話 03-5388-3265